

令和元年度に実施した消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)事業の成果及び評価について、消費・安全対策交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)第7の3に基づき以下のとおり公表します。

令和元年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金)の成果及び評価報告書

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	備考 (県による評価の概要)
I	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	カドミウム低吸収性イネの実証試験の実施箇所数 1	1	100%	A	846,400	846,400	<p>土壌中のカドミウム濃度が非汚染地に比べて高い現地ほ場において、‘コシヒカリ環1号’による作物体中カドミウム濃度の低減効果が確認でき、該当地域におけるカドミウム対策に向けて有意義な結果が得られた。</p> <p>作溝の有無が作物体のヒ素濃度に及ぼす影響について検証した所内試験において、作溝施工によるコメ中のヒ素濃度の低減効果が明らかとなり、ヒ素低減技術を確立するための成果が得られ、また、別品種のカドミウム低吸収性イネ‘西海IL7号’の特性評価が把握でき、カドミウムとヒ素の同時低減技術の確立に向けて有意義な結果も得られた。</p> <p>今後も現地及び所内試験においてコメ中のカドミウムとヒ素のリスク管理体制の両立に向けた取組みを継続していく必要がある。</p>
		カドミウム低吸収性イネの取組数 1	1	100%	A			
		ヒ素濃度低減技術の実証試験の実施箇所数 1	1	100%	A	624,080	312,000	
		ヒ素濃度低減技術の取組数 1	1	100%	A			
	農薬の適正使用等の総合的な推進	農薬の不適切な販売及び使用の発生割合 26.4%	19.1%	109%	A	1,176,747	563,600	<p>農薬適正使用・販売啓発リーフレットの作成・配布、各種研修会の開催、農薬管理指導士認定事業の実施等を通じ、農薬の正しい知識の普及、適正販売・適正使用の啓発を行った。</p> <p>一方、販売者に対する立入検査では、届出(変更)の遅延、農薬登録のない除草剤について「農薬ではない」旨の表示がなかった、帳簿の記載事項の軽微な不備等の不適正が散見された。使用者に対する立入検査では、1ゴルフ場において、水質調査が未実施であり、島根県ゴルフ場農薬使用適正化指導要綱を遵守していないことから、不適正とした。</p> <p>この他、島根県農業協同組合と連携した再発防止策の実施、各種研修会の開催、啓発資料の作成・配布等により、啓発に一層力を入れた他、農薬管理指導士へ農薬適正使用情報メールマガジンの配信を実施する等、啓発の手法を工夫した。</p> <p>今後も、農薬の適正販売・適正使用が更に徹底されるよう、各種研修会や啓発活動、立入検査による監視・指導、その他のあらゆる機会・手段を活用した情報提供に力を入れ、農薬の適正販売・適正使用を一層推進する。</p>
	水産物の安全の確保	貝毒発生監視調査の総実施数 84回	84回	100%	A	2,395,239	1,197,000	<p>当初計画した回数どおり貝毒検査及びプランクトン調査を実施したことにより、県内で生産される二枚貝の安全性を確認できた。今後とも引き続き、貝毒等の食中毒の原因となる危害発生動向の監視を実施していく必要がある。</p>
	小計					5,042,466	2,919,000	

目的	目標	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金相当額 (うち地域提案型) (円)	備考 (県による評価の概要)
II	家畜衛生の推進	家畜衛生に係る取組の充実度 103.0%	111.1%	107%	A	13,569,048	6,565,000	<p>伝染性疾病の発生件数が151件となり過去3年間の平均133件を上回ったが、伝染性疾病の検査件数は30,330件であり、過去3年間の平均値27,000件から3,000件程度増加したため、A評価となった。また、伝染性疾病の発生件数についても、平成30年度の170件からは減少している。</p> <p>国内で26年ぶりに確認された豚熱の感染が拡大していることを受けて、養豚場への野生動物の侵入防止のために防護柵設置を推進し、県内養豚場のバイオセキュリティを向上させることができた。また、病性鑑定施設の凍結切片作成装置の機能向上により、豚熱の診断体制の整備が図られた。</p> <p>本事業を活用して、伝染性疾病的の予防・発生低減を目標に、衛生検査に基づく飼養管理指導や、疾病等に関する家畜衛生情報の収集と発信、飼養衛生管理基準に基づく指導等の継続した取組を行うことにより、農場の衛生レベル向上は図られている。また、防疫演習の開催や地域での検討会の開催により、農家のみならず畜産関係者への衛生意識の向上にも取組んでおり、今後も継続した取組みにより、衛生意識をより浸透させる必要がある。</p>
	養殖衛生管理体制の整備	養殖衛生管理指導を実施した経営体数の割合 92.6%	92.6%	100%	A	766,000	383,000	<p>当初の計画どおり養殖経営体に対する養殖衛生管理指導を実施できた。また、養殖アユ及びドジョウには水産用医薬品の残留も認められなかった。ただし、天然水域においてヒラメのクダア寄生、アユの冷水病及びコイヘルペスウイルス病等、依然として魚病の発生がみられることから、今後とも関係漁協や養殖経営体への指導及び養殖水産物の医薬品残留検査を継続するとともに、疾病診断や定期的な魚病検査を実施していく必要がある。</p>
	小計					14,335,048	6,948,000	
総計・総合評価				105%	A	19,377,514	9,867,000	

1 様式は、「消費・安全対策交付金実施要綱」(平成17年4月1日付け16消安第10270号農林水産事務次官依命通知)別紙様式第2号-1に準ずる。

2 「達成度」の欄は目標値に対する実績の比率を記入する。

3 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。

A・・・達成度80%以上

B・・・達成度50%以上80%未満

C・・・達成度50%未満